

航空医学分野の規制等に関する検討会とりまとめ（概要）

設置目的

- 今後の航空需要の増加に対応するため、操縦士等の人材確保・活用について検討を進めているところ、操縦士の健康の維持・向上の方策についても重要な課題となっている。
- このため、加齢乗員の付加検査制度*の見直しや、日常的な健康管理の充実等に向けて、航空医学分野の規制等に関して議論する検討会を設置し、検討を行うこととした。

開催状況

第1回	令和6年3月28日
第2回	7月17日
第3回	8月28日
第4回（とりまとめ）	10月28日

* 航空運送事業に従事する60歳以上（小型機は62歳以上）の操縦士に対し、通常の航空身体検査に加えて行う検査のこと。

とりまとめ（概要）

① 付加検査の開始年齢引上げ及び日常の健康管理の充実

- 国際標準も踏まえ、付加検査開始年齢を60歳から65歳に引き上げ（乗務上限は68歳未満）
- 管理目標値の設定、健康指導の実施、指定医への情報提供等を航空会社に求める
- 当局が行う監査等において継続的に指導・監督

③ アルコール検査制度の合理化

- 会社における教育訓練・健康管理の充実、業務中における乗務員間での常時相互確認の徹底を行うことにより、一律に行っている乗務後検査を合理化。
- 飲酒防止対策が有効に機能していない場合には、アルコール検知器による検査（抜き打ちによる実施を含む）を実施。

② 新たな形態の航空機（空飛ぶクルマ）を使用する航空運送事業における60歳以上の操縦士の活用

- 一人で乗務可能な機体であっても、60歳以上の乗員が運航する場合には二人での乗務を求めているが、付加検査合格を条件に60歳以上の乗員が一人で運航することを認める（乗務上限は68歳未満）

④ 乗員の身体検査を実施する指定検査機関及び指定医の確保及び能力の維持・向上

- 講習会の開催方法見直し、内容の充実（オンラインの活用や教材等のデジタル化等）
- 広報活動の強化

付加検査制度・健康管理基準の見直し

○付加検査の対象の見直し（加齢乗員の乗務可否と付加検査の要否）

現
行

年齢		60～	62～	65～	68～
大型機【通達2－1】		乗務可 (付加検査必要)			乗務不可
小型機 【通達2－2】	2人乗務	乗務可 (付加検査不要)	乗務可 (付加検査必要)		乗務不可
	1人乗務	乗務不可(2人乗務を求めているため)			乗務不可
路線を定めない国内運送事業、航空機使用事業、個人運航		乗務可 (付加検査等の規制なし)			



①付加検査開始
年齢の引上げ

見
直
し
後

年齢		60～	62～	65～	68～
大型機【通達2-1】		乗務可 (付加検査不要)		乗務可 (付加検査必要)	乗務不可
小型機【通達2-2】	2人乗務	乗務可 (付加検査不要)	乗務可 (付加検査不要)	乗務可 (付加検査必要)	乗務不可
	1人乗務	乗務可(付加検査必要)			乗務不可
路線を定めない国内運送事業、航空機使用事業、個人運航		乗務可 (付加検査等の規制なし)			

②付加検査合格を前提として加齢乗員の1人乗務を可能に

○日常の健康管理の充実(血清脂質、血圧、血糖、BMIに係る管理目標値の設定、健康指導・フォローアップの実施等)を航空会社に求め、当局は継続的に指導・監督

アルコール検査制度の見直し

現状

- 2019年に、航空運送事業者の操縦士、客室乗務員を対象に乗務前後のアルコール検査の実施を義務づけ。
- 上記アルコール検査の実施の義務づけ以降、航空会社における意識改革等も進められた結果、業務中の飲酒事案は過去5年間(2019年～現在まで)発生していない。
- こうした状況を踏まえ、アルコール検査制度の合理化について議論。

合理化の方向性

アルコールに関する教育訓練、健康管理の充実（会社における取組及び教育訓練の実施について新たに基準化）

- ①アルコールに関する正しい理解に基づく乗務員の自己管理の徹底
- ②依存症職員の早期発見・対応
- ③業務中の乗務員間での常時相互確認の徹底

アルコール検査の実施等

	乗務前の検査	便間の検査	乗務後の検査
現行	第三者立会いの下で、アルコール検知器による検査	アルコール検知器による検査 (飛行間が2時間以下の場合不要)	第三者立会いの下で、アルコール検知器による検査
合理化後	第三者立会いの下で、アルコール検知器による検査 (変更なし)	アルコール検知器による検査 (事業者の管理下※にあり飲酒の可能性が極めて低い場合には、不要)	<u>業務中の乗務員間での常時相互確認</u> ※酒気帯び等が疑われた場合は、機上での検知器による検査も含めた確認を実施 ※飲酒防止対策が有効に機能していない場合には、検知器による検査(抜き打ちによる実施を含む)を実施

※「事業者の管理下」の例：複数の操縦士又は客室乗務員が社内の同一休憩施設等で休憩する場合 等